

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和25年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p style="text-align: center;"><u>肥料取締法施行細則</u></p> <p style="text-align: center;">（登録又は更新登録の申請）</p> <p>第1条 <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第6条の規定による登録又は法第12条の規定による登録の有効期間の更新を知事に申請する場合において、<u>肥料取締法施行規則</u>（昭和25年農林省令第64号）様式第1号及び様式第3号中「収入印紙」とあるのは「岩手県収入証紙」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（業務についての報告義務）</p> <p>第4条 知事の登録に係る普通肥料又は知事への届出に係る<u>指定配合肥料</u>（以下「普通肥料等」という。）の生産業者、特殊肥料の生産業者及び輸入業者並びに肥料の販売業者は、毎年2月末日までに、その前年において、生産した普通肥料若しくは<u>指定配合肥料</u>、生産し、若しくは輸入した特殊肥料又は販売した肥料について肥料の種類別にこれらの数量を知事に報告しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1384 770 1579"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td><u>肥料取締法</u>第7条の規定により上記のとおり登録する。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	<u>肥料取締法</u> 第7条の規定により上記のとおり登録する。	[略]	<p style="text-align: center;"><u>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u></p> <p style="text-align: center;">（登録又は更新登録の申請）</p> <p>第1条 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第6条の規定による登録又は法第12条の規定による登録の有効期間の更新を知事に申請する場合において、<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則</u>（昭和25年農林省令第64号）様式第1号及び様式第3号中「収入印紙」とあるのは「岩手県収入証紙」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（業務についての報告義務）</p> <p>第4条 知事の登録に係る普通肥料又は知事への届出に係る<u>指定混合肥料</u>（以下「普通肥料等」という。）の生産業者、特殊肥料の生産業者及び輸入業者並びに肥料の販売業者は、毎年2月末日までに、その前年において、生産した普通肥料若しくは<u>指定混合肥料</u>、生産し、若しくは輸入した特殊肥料又は販売した肥料について肥料の種類別にこれらの数量を知事に報告しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 1384 1457 1579"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td><u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第7条の規定により上記のとおり登録する。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第7条の規定により上記のとおり登録する。	[略]
[略]							
<u>肥料取締法</u> 第7条の規定により上記のとおり登録する。							
[略]							
[略]							
<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第7条の規定により上記のとおり登録する。							
[略]							
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>							

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。